

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第1節 水環境等の保全

4. 市街地等の土壤汚染対策

(1) 事業目的

土壤汚染の状況の把握、土壤汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壤汚染対策を実施することを内容とする土壤汚染対策法※1が平成15年2月に施行され、平成22年4月からは改正土壤汚染対策法が施行されています。

改正法では、①特定有害物質を製造、使用または処理する施設の使用が廃止された場合、②土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある場合に加えて、③3,000㎡以上の土地の形質変更時であって土壤汚染のおそれがある場合にも、土地の所有者等に土壤汚染の調査を行わせることとしています。この土壤汚染の調査の結果、土壤中に基準を超える特定有害物質が検出された土地については、都道府県知事は規制対象区域として指定することになりますが、改正法では、自主調査で土壤汚染が判明した場合の規制対象区域への指定についても制度化されています。区域指定を行った場合には、公示するとともに、規制対象区域の台帳を作成し、閲覧に供することとなっています。

(2) 取組状況

なお、令和元年度における指定状況は表1のとおりです。

また、土壤汚染の未然防止対策として、土壤への有害物質の排出を規制するため、水質汚濁防止法※2に基づき工場・事業場からの排水規制や有害物質を含む水の地下浸透禁止措置等を講じています。

表1 令和元年度における規制対象区域の状況

	平成30年度末の 指 定 数	令和元年度の指定・解除件数		令和元年度末の 指 定 数
		指 定	解 除	
要 措 置 区 域	0	0	0	0
形 質 変 更 時 要 届 出 区 域	3	0	0	3

※1 土壤汚染対策法

土壤汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的として、土壤の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた法律。

※2 水質汚濁防止法

公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止し、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図るため、事業場からの排水の規制・生活排水対策の推進・有害物質の地下浸透規制等が盛り込まれている法律。また、同法においては、閉鎖性水域に対して、汚濁負荷量を全体的に削減しようとする水質総量規制が導入されています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379